

令和2年度不妊治療費の助成に関する調査結果

	愛南町	松山市	愛媛県
対象となる治療	①一般不妊治療(医師が必要と認められた不妊検査を含む) ②特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊を含む。)	1. 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。) 2. 不妊検査及び一般不妊治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精。男性不妊治療を含む。)
助成金の上限額	①一般不妊検査・治療:1年度につき10万円まで ②特定不妊治療:治療に要した費用から愛媛県の助成金を引いた残りの金額で、1回につき10万円まで。(治療内容によっては5万円)初回は20万円まで	1. 特定不妊治療 1回の治療につき15万円まで。ただし、以前に凍結した胚の移植(C)、採卵したが状態の良い卵が得られない等のため中止した場合(F)は7万5千円まで。なお、初回治療に限り治療ステージC・Fを除き30万円まで助成する。また、男性不妊治療を行った場合は1回につき15万円(初回治療は30万)まで合わせて助成する。更に採卵を伴う凍結胚移植(B)は、5万円を上乗せ助成。 2. 不妊検査及び一般不妊治療 1回限り5万円まで。	・1回の治療につき15万円まで。ただし、採卵を伴わない凍結胚移植、採卵したが状態の良い卵が得られず中止した場合は7万5千円まで。なお、初回治療に限り治療ステージC・Fを除き30万円まで助成する。 ・男性不妊治療については、治療ステージCを除き、上記のほか1回につき15万円まで助成する。なお、初回治療に限り30万円まで助成。
対象者	・夫婦のいずれかが愛南町に住所を有している、法律上の夫婦であること ・治療期間の開始における妻の年齢が43歳未満であること ・夫婦の前年の所得(1月から5月までの助成に係る申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること ・町税などの滞納がないこと ・医療保険に加入していること ・<特定不妊治療費助成に限り> ・愛媛県特定不妊治療費助成事業の助成金交付決定を受けていること	1. 特定不妊治療 ①申請日現在、夫婦の一方、又は双方が、松山市内に住民票を有する法律上の夫婦。ただし、治療開始時に婚姻していること。 ②特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断された方。 ③初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、43歳未満。 ④居住期間の規定なし。 2. 不妊検査及び一般不妊治療 ①申請日現在、夫婦の一方、又は双方が、松山市内に住民票を有する法律上の夫婦。ただし、不妊検査開始時(夫または妻のいずれか早い日)に婚姻していること。 ②他の自治体で、一般不妊治療費等の助成を受けていない、または受ける見込みのない夫婦。 ③不妊検査開始時の妻の年齢が、40歳未満。 ④居住期間の規定なし。	①県内(松山市を除く)に住民票を有する法律上の夫婦。ただし、治療開始時に婚姻していること ②特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断された方 ③初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、43歳未満 ④居住期間の規定なし
所得制限	なし	1. 特定不妊治療:前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満。 2. 不妊検査及び一般不妊治療:なし。	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満
助成回数	①一般不妊検査・治療:通算2回 ②特定不妊治療:初回助成申請時の妻の治療年齢が40歳未満は6回、40~43歳未満は3回	1. 特定不妊治療 初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。 2. 不妊検査及び一般不妊治療 夫婦1組につき1回限り。	・初回助成申請時の妻の治療年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回 ③43歳以上→なし ・ただし、平成25年度以前から治療助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年以上の場合は対象外
申請期限	①一般不妊検査・治療終了後1年以内(年度内に行った治療をまとめて申請) ②特定不妊治療:治療終了後1年以内	1. 特定不妊治療:治療が終了した年度内。 2. 不妊検査及び一般不妊治療:不妊検査開始日から起算して2年を経過する日の前日まで。	治療が終了した年度内
申請窓口	愛南町役場 保健福祉課	松山市保健所 健康づくり推進課	各保健所(県内6ヶ所…四国中央、西条、今治、中予、八幡浜、宇和島)